附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成三十二年三月三十一日までの間、四国警察支局に、四国警察支局警察学校を附置する。

2　この府令の施行の際現に警察法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第十三号）による改正前の警察法第三十条及び第三十二条第一項の規定により四国管区警察局に置かれている管区警察学校は、前項の規定により置かれる四国警察支局警察学校となり、同一性をもつて存続するものとする。

3　四国警察支局警察学校は、警察職員に対し、幹部として必要な教育訓練その他所要の教育訓練を行う。

4　四国警察支局警察学校に、校長を置く。

5　四国警察支局警察学校は、香川県善通寺市に置く。

6　四国警察支局警察学校に、次の三部を置く。

庶務部

教務部

指導部

7　庶務部に、次の二課を置く。

庶務課

会計課

8　四国警察支局警察学校の内部組織については、この府令による改正後の警察法施行規則第百六十三条、第百六十四条、第百六十五条第二項及び第三項並びに第百六十七条から第百六十九条までの規定を準用する。この場合において、同施行規則第百六十三条中「管区警察局長」とあるのは「四国警察支局長」と読み替えるものとする。

9　前三項に定めるもののほか、四国警察支局警察学校の内部組織は、国家公安委員会規則で定める。

規　則

○国家公安委員会規則第五号

警察法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第十三号）、警察法施行令及び警察庁組織令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第百四十二号）及び警察法施行規則及び警察庁旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令（平成三十一年内閣府令第二十一号。以下「改正府令」という。）の施行に伴い、並びに改正府令附則第二条第九項及び関係法令の規定に基づき、刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年四月一日

国家公安委員会委員長　山本　順三

刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則等の一部を改正する規則

（刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部改正）

第一条　刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和二十九年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
第二条　警察庁及び管区警察局に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法第百九十九条第一項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。	**第二条**　［同上］
(1)　［略］	(1)　［同上］
(2)　管区警察局長及び四国警察支局長の職にある者	(2)　管区警察局長の職にある者
(3)　［略］	(3)　［同上］
(4)　管区警察局（東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局を除く。）の広域調整部に勤務する警部以上の階級にある警察官	(4)　管区警察局（東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局を除く。）の広域調整部に勤務する警部以上の階級にある警察官
(5)　東北管区警察局、中部管区警察局及び中国四国管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課に勤務する警部以上の階級にある警察官	(5)　東北管区警察局、中部管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課に勤務する警部以上の階級にある警察官